

伊藤ハム健康保険組合
理事長 小原 望



組 合 規 約 ・ 規 則 の 変 更 に つ い て

掲題の件について、近畿厚生局への届出が完了しましたので公告します。

変更の理由については『続紙1』に、新旧条文対照表については『続紙2』に記載しておりますのでご参照ください。

なお、このたびの変更については、緊急を要しかつスケジュールの関係で、健康保険法施行令第7条第4項の規定による理事長専決処分とし、次回の組合会において報告し了承を得ることとします。

以上

規約・規則変更の理由（続紙 1）

1. 組合規約

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、非常時における健康保険組合の体制整備を進めるため条文を改正するものである。

2. 組合会会議規則

1.と同様

新旧対照表（続紙2）

組合規約	
新	旧
(組合会招集の手続) 第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも7日前に招集状を送付しなければならない。 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。 3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。	(組合会招集の手続) 第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも7日前に招集状を送付しなければならない。 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
(組合会の傍聴) 第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。	(組合会の傍聴) 第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。
(組合会の議決事項) 第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。 (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。 (1) 議員の疾病、負傷 (2) 議員に係る災害又は交通途絶 (3) 災害等の発生による外出自粛要請 3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。	(組合会の議決事項) 第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。 (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項

(会議録の作成) 第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 2 テレビ会議により組合を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。 (1) テレビ会議で組合を開催した旨 (2) テレビ会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨 (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4) テレビ会議に参加した組合会議員の氏名及び場所 3 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。	(会議録の作成) 第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 2 会議システムにより組合を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。 (1) 会議システムで組合を開催した旨 (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨 (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合を開催した旨を記載しなければならない。 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。
(理事会の招集) 第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集する際には、理事に対し、その開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。	(理事会の招集の手続き) 第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集する際には、理事に対し、その開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急務を要する場合は、この限りでない。 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の議事) 第3 2 条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3 項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。 (1) 理事の疾病、負傷 (2) 理事に係る災害又は交通途絶 (3) 災害等の発生による外出自粛要請 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。	(理事会の議事) 第3 2 条 理事会は、理事 定数 の半数 以上 が出席しなければ会議を開くことができない。 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
(理事長の専決) 第3 7 条 理事長は、健康保険法施行令（大正1 5 年勅令第2 4 3 号。以下「施行令」という。）第7 条第4 項の規定に基づき、緊急に行う必要があるものを処分することができる。	(理事長の専決) 第3 7 条 理事長は、健康保険法施行令（大正1 5 年勅令第2 4 3 号。以下「施行令」という。）第7 条第4 項の規定に基づき、緊急に行う必要があるものを処分することができる。
新 組合会会議規則 第2条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。 第9条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。	旧 第2条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システムにより出席することができる。 第9条 テレビ会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。